

令和4年度定期監査及び行政監査結果報告書（令和5年3月17日 5愛西市監査公表第2号）に基づいて講じた措置の内容

注意改善すべき事項等	措置の内容
<p>【市民協働部 市民協働課】</p> <p>◇報償費の交付事務が適切でないもの</p> <p>愛西市総代報償費支給にあたっては、愛西市総代の設置に関する条例の規定にある当該地域内の住民自治に関する事務の処理や業務等による役務の提供などによって受けた利益に対する代償として、愛西市総代報償費支給要綱第3条の規定のとおり、年2回に分割支給するものである。</p> <p>しかし、役務の提供による代償としての報償費を、例年4月から9月分を6月に支払、10月から3月分を12月に支払をしており、実質的に前金払となる支払がされていた。</p> <p>前金払は、地方自治法施行令第163条の規定による例外的な支出方法であり、同条第1号から7号の規定による経費及び同条第8号の規定にある経費の性質上前金をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼす経費として、地方自治体の規則に定めるもの（当市における愛西市予算決算会計規則第75条第1号から3号の規定にある前金払をすることができる経費。）となるが、報償費はこの規定にある経費に含まれていない。</p> <p>このことから、現行の愛西市総代報償費の前金払については、地方自治法施行令の規定に反する不適切なものと解される。</p> <p>今後は、報償費に係る役務の提供を確認したうえで、支出の公正な執行を確保することに留意し、適正な事務に努められたい。</p>	<p>令和5年度より総代報償費を総代の委嘱期間満了後に一括して支払うこととし、令和5年1月26日に総代報償費支給要綱の一部改正を行った。</p>